

# 風しん予防接種の費用を助成します



現在、首都圏を中心に風しんが大流行しています。風しんの抗体を持たない、妊娠初期の妊婦が風しんに感染すると、耳・目・心臓（難聴・白内障・心疾患など）に障害を持った子ども（先天性風しん症候群）が生まれることがあります。

妊婦と赤ちゃんの健康を守るため、緊急対策として大人の風しん予防接種の費用を助成します。

妊婦と赤ちゃんの健康を守るため、緊急対策として大人の風しん予防接種の費用を助成します。

- 対象 接種日現在20歳以上49歳以下の市民のうち
- ◇妊娠を予定、または希望している女性
- ◇妊婦の夫
- 助成額（1人1回限り）
- ◇風しんワクチン 4000円

## 健康診査を受けましょう

40歳以上の国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査、および後期高齢者医療制度加入者の健康診査を実施しています。

ぜひ受診して、生活習慣病を早期発見・予防しましょう。

### ■受診方法

集団健診（保健センターなどで受診）または、個別健診（市内実施医療機関に予約して受診）のどちらかで受診

### ■持参するもの

保険証、受診票、尿（個別健診は予約時に確認してください）

※詳細は先に送付した案内をご覧ください

### 問い合わせ

市民課 ☎(50)1228

◇麻しん・風しん混合ワクチン（MR） 6000円  
※接種費用が助成額未満の場合は、接種費用額が助成額となります

■助成対象期間  
平成25年4月1日～平成26年3月31日（月）

■接種方法  
◇医療機関に各自で予約をし、接種してください  
◇医療機関窓口では接種費用全額を支払ってください

■助成金申請方法  
■申請受付期間 7月1日（月）～平成26年3月31日（月）  
◇申請に必要なもの  
○風しん予防接種助成申請書（申請窓口にあります）

○領収書（原本）  
○領収書に風しんワクチンまたは麻しん風しん混合ワクチン接種の明記がない場合は予防接種済証（接種した内容がわかるもの）  
○振込先がわかる書類（接種を受けた人の預金通帳・カード）  
○妊婦の夫が申請者の場合は母子健康手帳（子の保護者欄に父母の氏名、住所などが記載されたページの写しでも可）  
○印鑑  
■申請場所 健康づくり課または各支所市民福祉課  
問い合わせ ☎(50)1235

## 障害がある人のための手当制度・現況届の提出を忘れずに

各種障害関係の手当を受給している人は、受給資格確認のために現況届の提出（所得状況届含む）が必要となります。

受給者へは必要な書類を送付しますので、指定された期限内に社会福祉課または各支所へ必ず提出してください。

期限内に提出しない場合は、手当の支払いが遅れる場合があります。

各手当の申請を随時受け付けています。申請には所定の診断書または障害者手帳が必要です。

特別児童扶養手当・障害児

### コミュニティ助成事業への申請団体を募集します

（財）自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するため、集会所施設やコミュニティ活動に対して助成をするコミュニティ助成事業を行っています。

市では、平成26年度のコミュニティ助成事業への申請団体を募集します。

■受付期限 7月31日（水）

■対象事業と助成限度額

- ◇一般コミュニティ助成事業 業（100～250万円）
- ◇コミュニティセンター助成事業（総事業費の5分の3・1500万円）
- ◇青少年健全育成助成事業（30～100万円）

■注意事項  
◇応募多数の場合は、審査会で申請事業を決定し自治総合センターへ申請します。  
◇申請した事業に対する助成の決定は、自治総合センターが行います。申請すれば必ず助成されるものではありません。

お問い合わせ  
市民活動推進課  
☎(50)1261

あなたは夢を。宝くじ 街に元気を。 7-ちゃん

福祉手当・特別障害者手当は10月以降の月分から月額が変更になります。

特別児童扶養手当（所得制限あり）  
在宅の心身に障害のある児童（20歳未満）の保護者に支給されます。

■支給対象  
◇1級：身体障害者手帳1、2級、療育手帳Aの2以上、または前記と同程度の障害がある児童。月額5万4000円（10月から5万5000円）。

◇2級：身体障害者手帳おおむね3級、療育手帳おおむね

障害児福祉手当（所得制限あり）  
重度の障害のため、日常生活で常時介護を必要とする在宅の児童（20歳未満）に支給されます。

■支給対象  
身体障害者手帳1・2級の1部、療育手帳A、または前記と同程度の障害のある児童。月額1万4280円（10月から1万4180円）。

■支給対象  
身体障害者手帳1・2級の1部、療育手帳A、または前記と同程度の障害のある児童。月額1万4280円（10月から1万4180円）。

■支給対象  
身体障害者手帳1・2級の1部、療育手帳A、または前記と同程度の障害のある児童。月額1万4280円（10月から1万4180円）。

■支給対象  
身体障害者手帳1・2級の1部、療育手帳A、または前記と同程度の障害のある児童。月額1万4280円（10月から1万4180円）。

### 心身障害児福祉手当

在宅の心身に障害がある児童（20歳未満）の保護者に支給されます。ただし、障害児福祉手当を受給している場合は手当が受けられません。

■支給対象  
身体障害者手帳3級以上、療育手帳Bの1以上の児童。月額4000円。

特別障害者手当（所得制限あり）  
著しく重度の障害のため、日常生活で常時介護を必要とする在宅の20歳以上の人に支給されます。

■支給対象  
身体障害者手帳1・2級の1部、療育手帳A、または前記と同程度の障害のある児童。月額1万4280円（10月から1万4180円）。

■支給対象  
身体障害者手帳1・2級の1部、療育手帳A、または前記と同程度の障害のある児童。月額1万4280円（10月から1万4180円）。

■支給対象  
身体障害者手帳1・2級の1部、療育手帳A、または前記と同程度の障害のある児童。月額1万4280円（10月から1万4180円）。

### 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当（所得制限あり）

または前記と同程度の障害のある人。月額2万6260円（10月から2万6080円）。

在宅の20歳以上の重度の障害者または介護者に支給されます。ただし、特別障害者手当を受給している場合、介護保険給付を受けている場合は手当が受けられません。

■支給対象  
重度の知的障害がある人、または、65歳未満でおおむね6カ月以上ねたきりで、日常生活全面にわたって介護を必要とする人。月額8650円。

■支給対象  
重度の知的障害がある人、または、65歳未満でおおむね6カ月以上ねたきりで、日常生活全面にわたって介護を必要とする人。月額8650円。

■支給対象  
重度の知的障害がある人、または、65歳未満でおおむね6カ月以上ねたきりで、日常生活全面にわたって介護を必要とする人。月額8650円。

■支給対象  
重度の知的障害がある人、または、65歳未満でおおむね6カ月以上ねたきりで、日常生活全面にわたって介護を必要とする人。月額8650円。